

安八町告示第41号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

令和2年2月6日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書(以下「請求書」という。)〕について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和2年3月3日

安八町監査委員  
安八町監査委員

清 伸二 満  
碓井 昭夫 錠

記

第1 監査の請求

1 請求人

[REDACTED]

2 請求書の受付

令和2年2月6日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。  
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、手土産代(12/28年末夜警出発式来賓手土産)  
10,800円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成30年度 支出負担行為決議書兼支出命令書  
手土産代(12/28年末夜警出発式来賓手土産)
2. 平成30年度 支出負担行為決議書兼支出命令明細書
3. 令和元年7月25日付 安総第2964号 情報公開請求却下通知書
4. 伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料  
(タクシ一代)の戻入れについて(戻入れ金額175,250円)

## 第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、令和2年2月7日に清伸二監査委員並びに碓井昭夫監査委員の合議により、これを受理した。

## 第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法、不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、手土産代（12／28年末夜警出発式来賓手土産）10,800円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

のことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

## 第4 監査の実施

### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、令和2年2月25日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は概ね次のような趣旨の陳述をした。

- (1) 請求書添付、事実証明書①から④までの説明をした。
- (2) 本件請求にいう手土産について、誰に渡したか分からず、記録が残っていないため疑義が持たれる。
- (3) 事実証明書②には、よもぎうどん18コ購入、ほうれん草うどん18コ購入、梅干し12コ購入と記載されている。

購入数が若干違う。

誰か分からず、手土産として6人分、梅干しが行き渡ってない。

- (4) 12名の来賓は、手土産として梅干しを余分に受け取ったことになる。
- (5) 残りの6名の来賓について、梅干しが苦手とのことで手土産として渡さなかつたとは考えにくい。
- (6) 仮に(5)にいう6名について梅干しが苦手とのことであれば、梅干しと同額の手土産を渡すはずである。
- (7) (5)にいう6名のように梅干し抜きの手土産で十分であれば、(4)にいう12名の来賓に梅干しを渡す必要がないことから、手土産は2品でよかつたことに

なる。

(8) 法律では、目的を達成するために必要最小限の支出でなければならないと規定されている。

本件、よもぎうどんとほうれん草うどんの手土産で用が足りるのであれば、梅干しの支出は必要最小限以上のものになる。

本当に梅干しが必要であったか否かを監査してほしい。

なお、監査対象課（総務課）の陳述は、担当職員が欠席であったため、取り止めとした。

## 2 監査の実施

### (1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に発生していたのか否かについて、令和2年2月25日に監査を実施した。

### (2) 監査対象課

監査対象課を総務課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

## 第5 事実関係の確認

### 1 監査対象事項について

関係課（職員）からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

(1) 平成30年12月28日（金）（以下「当該日」という。）（20時00分から23時00分まで）、29日（土）（20時00分から23時00分まで）、30日（日）（20時00分から23時00分まで）の3日間、安八町消防団によって平成30年度年末夜警が行われた。

(2) 当該日の22時20分から22時40分までの間、安八町役場西側車庫前で、平成30年度年末夜警特別警戒激励式（以下「激励式」という。）が行われた。

(3) 激励式には、西濃県事務所長、大垣警察署長、大垣消防組合消防長、大垣消防組合中消防署長、安八郡消防協会長、安八町長（以下「町長」という。）、安八町議会議長、安八町副町長、大垣警察署警備課長、安八交番所長、大垣消防組合中消防署東分署長が出席した。

(4) 激励式は毎年同日、安八郡3町（安八町（以下「町」という。）、神戸町、輪之内町）で行われており、(3) 中、西濃県事務所長、大垣警察署長、大垣消防組合消防長、大垣消防組合中消防署長、安八郡消防協会長は、安八郡3町（町、神戸町、輪之内町）を順に訪れ、消防団が行っている年末夜警を激励しているもの

であった。

- (5) (4)にいう、西濃県事務所長、大垣警察署長、大垣消防組合消防長、大垣消防組合中消防署長、安八郡消防協会長はそれぞれの事務局責任者や管内責任者を随行させ、安八郡3町（町、神戸町、輪之内町）の移動に際し公用車を使用しており、その公用車はそれぞれの事務局職員が運転していた。
- (6) 激励式の内容は、①開式のことば、②（安八町消防団に係る）従事内容の報告、③町長あいさつ、④安八町議会議長あいさつ、⑤来賓あいさつ（大垣消防組合消防長、安八郡消防協会長）、⑥来賓紹介、⑦激励金贈呈、⑧閉式のことばであった。
- (7) 激励式の折、安八郡3町（町、神戸町、輪之内町）の町長は、各町の年末における安心並びに安全な住民の生活を守るためにその職を務めている（5）に対して、交際費の解釈に基づき、交際費の範囲内で各町の特産品を手土産として手渡していた。
- (8) 本件請求にいう、手土産代（12／28年末夜警出発式来賓手土産）10,800円は町の（7）に係る代金であり、その内訳に生じた差については購入する際の在庫の事情によるものであった。

## 第6 判断に当たっての関係法令等について

### 1 法第232条第1項

地方公共団体は、その事務を処理するために必要な経費を支弁するものとする旨が規定されている。

### 2 法第2条第14項

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない旨が規定されている。

### 3 地方財政法第4条第1項

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度を超えて、これを支出してはならない旨が規定されている。

### 4 行政実例

交際費の一般的意義及び具体的意義について、一般的には、対外的に活動する地方公共団体の長その他の執行機関が、その行政執行に必要な外部との交際上要する経費で、交際費の予算科目から支出される経費である。

（昭和28年7月1日自行行發第200号千葉県総務部長あて行政課長回答）

## 5 町長交際費の支出基準

町長又は町長の代理として副町長若しくは職員が、町を代表して外部の個人又は団体との交際に要する経費の支払いをすることについて、交際費の種別、支出範囲その他支出基準が規定されている。

## 6 町長の権限及び職務について

町長は、地方公務員法第3条第3項第1号の規定による特別職であり、一般の職員とは違い、同法第4条第2項の規定により同法の適用を受けず、勤務時間や服務についての規定はない。

町長の権限及び職務については、法第147条で「普通地方公共団体の長は、当該地方公共団体を統括し、これを代表する。」、法第148条で「普通地方公共団体の長は、当該普通地方団体の事務を管理し及びこれを執行する。」と規定されており、その職務と権限は相当広範囲にわたるものである。

町長の行為が公務であるか否かについては、最高裁平成元年9月5日判決、最高裁平成18年12月1日判決から、以下の基準に従って判断すべきである。

(1) 町長の行為が、特定の事務を遂行し対外的折衝を行う過程において具体的な目的をもってされるものであれば許される。

(2) 上記(1)に該当しない場合であっても、①普通地方公共団体の住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を果たすため、相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とする<sup>と</sup>客観的にみることができ、かつ、②社会通念上儀礼の範囲にとどまるに限り、当該地方公共団体の事務に含まれるものとして許容される。

## 第7 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「よもぎうどん 数量18、ほうれん草うどん 数量18、梅干し 数量12で12名の来賓は梅干しの手土産を余分にもらったことになる。手土産に梅干しが無い来賓が6名いたということになるが、この6名の来賓が梅干しが好みでなく手土産として渡すことがふさわしくないと判断し渡さなかったことは考えにくい。たとえ、そうだとしても梅干しと同額の別の手土産を渡すはずである。6名の来賓に渡した手土産で十分であれば他の12名の来賓の梅干しの手土産は必要なかったこととなり、不可解な手土産の内容である。地方財政法第4条第1項 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小の経費を超えて、これを支出してはならない旨が規定されており、本件、手土産の支出の証拠書類では目的を達成するための必要且つ最小の限度を超えての支出ではないこと

が証することができず違法もしくは不当な公金の支出といわざるをえないものである。」と主張している。

普通地方公共団体における公金の支出が必要かつ最小の限度を超えるものであるか否かについての基準についてだが、平成9年(行ウ)第6号各種損害賠償請求事件 平成11年7月7日松山地方裁判所判決によれば、「普通地方公共団体は、その事務を処理するために必要な経費を支弁するものであるから、具体的な公金の支出が普通地方公共団体の事務処理のためと解することができない場合には、当該支出が違法というべきである。

また、普通地方公共団体の事務を処理するに当たっては、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならず、経費は当該普通地方公共団体の住民の租税公課によって賄われるものであるから、その目的を達成するために必要かつ最小の限度を超えて支出してはならないとされており、事務処理のために必要とされるものであっても、その限度を超える支出については違法と評価され得るものというべきである。

もっとも、普通地方公共団体における公金の支出が事務処理のため必要かつ最小の限度を超えるものであるか否かは、予算執行時における社会経済状態、すなわち、地域住民の生活水準や一般的経済観念等に照らし社会通念に基づいて決定されるべきものであって、その判断は第一次的には予算執行権限を有する職員の裁量に委ねられているというべきであり、具体的な当該支出が当該事務の目的、効果と関連せず、又は、社会通念に照らして右目的、効果との均衡を著しく欠き、予算の執行権限を有する職員に与えられた裁量を逸脱ないし濫用してなされたものと認められる場合には違法と評価されるべきであると解される。」とされている。

そして、地方公共団体の首長である町長の職務遂行は一般職とは違い、勤務時間に概念がなく、土日祝日又は昼夜を問わず公務が優先される。

また、その範囲は広範であり、町長の職務が公務であるか否かについては、第6判断に当たっての関係法令等について／3 町長の権限及び職務について／(2)のとおりである。

本件監査では、これらの判断基準に従い、且つ、行政実例(昭和28年7月1日自行行発第200号千葉県総務部長あて行政課長回答)による交際費の解釈に沿い、町長交際費の支出基準に従って、本件請求にいう手土産代に係る公金の支出(以下「本件支出」という。)の違法性若しくは不当性について検討することとした。

安八郡3町(町、神戸町、輪之内町)の消防団がそれぞれの町で年末夜警を行うことの必要性については、各町の年末における安心並びに安全な住民の生活を守るためにものであって、このことは客観的に認められるものである。

次に、当該日、安八郡3町(町、神戸町、輪之内町)にて年末夜警に従事する各町の消防団を激励することを目的として行われた激励式の出席者や内容については、第5 事実関係の確認／(2)から(6)までのとおりであり、手土産を渡した理由については、同／(7)のとおりである。

これらのことから、町長が交際費の解釈に基づき、交際費の範囲内で町の特産品を手土産として渡すことは、年末という時期に年末夜警に従事する町消防団の労を勞い、そして理解した上で激励式に出席した同／(5)に対する社会通念上の範囲での謝礼であり、又、今後も引き続き、同／(5)が所属する関係機関と町との関係を良好に保ちつつ、町の安心並びに安全への理解と協力を得ることへの願いの意思表示であることから、必ずしも不当とまでは言えない。

そして、本件請求にいう本件支出が、激励式を行う時に限り、金額も社会通念上許される範囲内にとどまっていることなどに照らすと、社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものとまでは認めがたく、支出権限を有する安八町長の裁量の範囲内であるといるべきであって、本件支出を違法であると認めるには足りず、加えて、行政実例（昭和28年7月1日自行行發第200号千葉県総務部長あて行政課長回答）による交際費の解釈に沿って、町長交際費の支出基準に基づき、激励式に付隨して支出された本件請求は、町に損害を与えるものではないと判断した。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由にて「手土産の支出の証拠書類では目的を達成するための必要且つ最小の限度を超えての支出ではないことが証することができず違法もしくは不当な公金の支出といわざるをえないものである。」としているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

## 第8 監査委員の意見

なし。

